

月報私学

2026
4
VOL.340

PDF版月報私学



日本のひなた宮崎の青い空の下、広い園庭のあるあおぞら幼稚園。水・土・砂・草花など自然の素材に全身で触れ、河川敷で野の花を摘み、地域の方々や季節の野菜や果物を育て収穫する中で豊かな心が育まれています。園庭の手押しポンプや木製遊具は遊びを創り出す大切な道具。こどもの「やってみたい」を保育者同士が語り合いながら支えています。

写真提供 学校法人みやざき福祉学園 あおぞら幼稚園（宮崎県宮崎市）

CONTENTS

- 2 令和7年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点
- 4 受配者指定寄付金制度をぜひご利用ください
- 5 令和8年度 電子証明書等の取り扱い
- 6 「令和8年度 学校法人基礎調査」のご案内
- 7 「大学ポートレート（私学版）」のご利用案内
- 8 資格関係の報告内容の訂正／資格取得等の手続きは加入者が所属する学校から報告してください
- 9 年金の支給停止にかかる基準額が引き上げとなります／離婚時の年金分割請求期限が5年に延長されました／被扶養者認定申請書の速やかな提出をお願いします／被扶養者の要件を再確認してください／被扶養者にかかる後期高齢者の住所届／資産形成セミナー開催のご案内
- 10 令和8年度 第1回私学共済事務担当者研修会／積立貯金の利率変更／契約施設検索機能の利用方法
- 11 「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付
- 12 療養費・家族療養費の請求手続き／福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長
- 13 「医療費助成資格届書」を届け出てください／郵送検診をご利用ください／令和8年度 団体信用生命保険料充当金率（住宅貸付）／加入者貸付の借受人に退職手当等を支給したとき
- 14 加入者貸付のご案内
- 15 進めよう！健康経営®Vol.5 職員の当事者意識を育む健康経営 学校法人 柳心学園の取り組み事例／「Pep Up」で学べるeラーニングコンテンツのご案内／ホームページ及び「共済だより レター」の周知をお願いします
- 16 私学共済制度のあらまし
- 18 INFORMATION
- 20 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内

令和7年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点

助成部 補助金課

令和7年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額、補正予算額の合計額2980億2163万7000円（復興特別会計6107万1000円を含みます）のうち、2978億7031万7000円を835校に対して交付しました。

このうち、一般補助は2772億5000万円、特別補助は206億20

表1 令和7年度私立大学等経常費補助金 交付状況

区分	学校法人数			学校数			補助金額		
	総数(A)	交付法人数(B)	% (A)	総数(C)	交付校数(D)	% (C)	予算額	交付決定額	
一般補助	大学	576	545	94.6	628	586	93.3	千円	千円
	短期大学	90	82	91.1	278	247	88.8		267,408,477
	高等専門学校	2	1	50.0	4	2	50.0		9,648,824
	計	668	628	94.0	910	835	91.8	277,250,000	277,250,000
特別補助	大学	576	477	82.8	628	489	77.9		19,506,351
	短期大学	90	70	77.8	278	216	77.7		1,107,706
	高等専門学校	2	1	50.0	4	2	50.0		6,260
	計	668	548	82.0	910	707	77.7	20,771,637	20,620,317
合計	大学	576	545	94.6	628	586	93.3		286,914,828
	短期大学	90	82	91.1	278	247	88.8		10,756,530
	高等専門学校	2	1	50.0	4	2	50.0		198,959
	計	668	628	94.0	910	835	91.8	298,021,637	297,870,317

31万7000円（復興特別会計を含みます）となっております（表1、2）。

表2 令和7年度私立大学等経常費補助金 特別補助交付状況

項目名	補助金額	
	対象(校)	交付額(千円)
I 成長力強化に貢献する質の高い教育	321	1,333,790
II 社会人の組織的な受入れ	111	284,205
III 大学等の国際交流の基盤整備	208	2,397,652
IV 大学院等の機能の高度化	613	11,790,489
V 東日本大震災からの復興支援（復興特別会計）	9	39,577
VI 「私立大学等改革総合支援事業」の支援対象校に対する増額	204	3,643,285
VII 「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」の支援対象校に対する増額	68	1,101,450
VIII 令和7年前線による豪雨・台風第12号・台風第15号からの復興支援	15	29,869
特別補助計	707*	20,620,317

*対象校の合計欄は実交付学校数

配分方法の主な変更点等は次のとおりです。

一般補助

● 地方中小規模校の学生単価等「変更」

地域需要やアクセスに貢献する大学

等を重点支援するため、学生経費の地方単価の見直しを行い、次の各取組の状況により学生経費にかかる第二次調整後額を0〜35%の範囲で増額しました。

- ① 地方企業等へ就職した者の割合
- ② 地方に所在する自治体又は企業等との受託研究、共同研究の実施件数
- ③ 地方に所在する自治体又は企業等との人材育成にかかる協定の締結
- ④ 地方に所在する自治体又は企業等からの要望等による学部・学科の開設、プログラムの開講
- ⑤ 地方に所在する自治体又は企業等からの人材育成にかかる財政支援

特別補助

● 海外からの学生の受入れ「変更」

「我が国の『知の総和』向上の未来像答申」において、留学以外の在留資格による外国籍の生徒の、高等教育機関への進学が増えていくことが想定される中での対応が求められるとされていることから、新たに在留資格「家族滞在」を保有する学生を補助の対象としました。

● 大学等の教育研究環境の国際化「変更」

「海外からの学生の受入れ」同様、在留資格「家族滞在」を保有する学生を受入れる対象としました。また、補助要件の取組について、在留資格「家族滞在」を保有する学生の受入れに対応した取組と、外国人留学生又は招致学生の受入れのための体制強化に伴う適

切な授業料設定にかかる取組を追加しました。

私立大学等改革総合支援事業

未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する事業です。7年度の選定校数は204校でした（表3）。

当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額しました。

（一般補助）

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に17%（タイプ2選定校は19%）を乗じた額を増額しました。なお、増額は少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援の一般補助の増額と合算して、2億円を上限としました。

（特別補助）

タイプごとの得点に応じた額を増額しました。

● タイプ1「Society5.0」の実現等に向けた特色ある教育の展開

「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、学修の幅を広げる教育課程の工夫、グローバ

表3 令和7年度私立大学等改革総合支援事業 選定状況

区分	大学			短期大学			高等専門学校		申請校数計	選定校数計	選定率(%)	得点(点)		
	申請校数	選定校数	選定率(%)	申請校数	選定校数	選定率(%)	申請校数	選定校数				満点	選定点	
タイプ1 【Society5.0】の実現等に向けた特色ある教育の展開	323	82	25	101	21	21	1	0	425	103	24	100	74	
タイプ2 【特色ある高度な研究の展開】	116	51	44	5	0	0	0	0	121	51	42	84	45	
タイプ3 【地域社会の発展への貢献】	(地域連携型)	202	48	24	44	4	9	0	0	246	52	21	59	42
	(プラットフォーム型)	123	54	44	30	13	43	0	0	153	67	44	共通50 個別49	共通41 個別36
タイプ4 【社会実装の推進】	87	40	46	3	0	0	0	0	90	40	44	58	41	
延べ数	851	275	32	183	38	21	1	0	1,035	313	30	-	-	
実数計	378	175	46	120	29	24	1	0	499	204	41	-	-	

ル化対応等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進します。また、入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革

への取組を支援します。7年度は、74点以上(100点満点)、103校が選定されました。

●タイプ2「特色ある高度な研究の展開」

研究基盤・支援体制の整備、博士人材活用、研究インテグリティの確保、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進します。7年度は、45点以上(84点満点)、51校が選定されました。

●タイプ3「地域社会の発展への貢献」(地域連携型)

地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、サテライトキャンパスの活用による地域の教育拠点形成、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援します。7年度は、42点以上(59点満点)、52校が選定されました。

プラットフォーム型)

大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援します。7年度は、67校が選定されました。

●タイプ4「社会実装の推進」

産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援します。7年度は、41点以上(58点満点)、

40校が選定されました。

詳細は、文部科学省ホームページ「教育」大学・大学院、専門教育「私立学校・学校法人の振興」私立学校・学校法人への支援「私学助成(個別ページヘリンク)」交付要綱等「私立大学等改革総合支援事業」をご覧ください。

少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

●メニュー1「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」

教育研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化を図ること等により、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う大学等を支援します。7年度は、新たに8校を選定し、6年度と合わせて50校になりました。当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額しました。

(一般補助)

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に40%を乗じた額を増額しました。なお、増額は私立大学等改革総合支援事業の一般補助の増額と合算して、2億円を上限としました。

(特別補助)

得点に応じて1000万円から2500万円の額を増額しました。

●メニュー2「複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援」

複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、経営の効率化や開設科目の相互補完等を通じた経営改革の取組を行う大学等を支援します。7年度は、新たに3グループを選定し、6年度と合わせて7グループになりました。当該支援事業に選定されたグループの大学等については、特別補助において、3500万円にグループが申請した配分割合を乗じた額を増額しました。

補助金の交付状況及び配分基準等については、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」私立大学等経常費補助金」をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

助成部 補助金課

一般補助 ☎03(3230)73000~7307

特別補助 ☎03(3230)73008~7307

私立大学等改革総合支援事業 ☎03(3230)73008~7314

私立大学等の経営改革支援 ☎03(3230)72955~7296

☎03(3230)72955~7296

☎03(3230)72955~7296

☎03(3230)72955~7296

☎03(3230)72955~7296

✉ hojokin@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金制度をぜひご利用ください

助成部 寄付金課

受配者指定寄付金制度は、法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けた寄付金制度です。寄付者が企業等法人の場合には、寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。寄付金は学校法人にとって重要な財源です。寄付金募集の際は、ぜひ本制度を積極的に活用してください。

対象校

本制度の対象となる学校は、学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（幼保連携型認定こども園を含みます）及び同法124条に規定する専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限ります）となります。

対象事業

対象となる事業は、対象学校が実施する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑦に該当する事業の範囲となります。

- ①敷地、校舎、その他付属設備の取得費
- ②教育研究に要する経常的経費
- ③寄付講座等基金
- ④奨学基金

- ⑤教育研究基金
 - ⑥①及び②に要した借入金の返済費用
 - ⑦既設の学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するために行う次の事業
 - A 校地、校舎その他付属設備の取得費
 - B 初年度経常経費
- なお、新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、本制度の対象になりません。

利用要件

- 寄付金募集に当たり、本制度を利用する場合には、次の要件をすべて満たしている必要があります。
- ①広く一般に募集する寄付金であつて、次のすべての要件を満たし、公益性の観点から問題がないこと
 - ・ 寄付者が当該寄付により特別な利益を受けるものではないこと
 - ・ 寄付者が不当な税の軽減を企図したものではないこと
 - ・ 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと
 - ②教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出であつて、緊急を要するものに充てられることが確実にあること

- ③税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと
- ④すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと
- ⑤原則として、1口の寄付金額が2000円以上であること

なお、個人（個人事業主を含む）からの寄付金については、本制度と同様に税の優遇措置を受けることができる制度（特定公益増進法人に対する寄付金）があるため、私学事業団では取り扱わないこととしています。

事務の流れ

●制度の利用に当たって

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」を提出してください（5頁図のa）。

提出する際には、決算書その他「広く一般に募集する寄付金」であることを明らかにできる資料等を添付してください。内容を確認した後、「利用開始のお知らせ」とともに、寄付金の振り込みの際に必要な所定の「振込依頼書」を本事業団より送付します（図のb）。

●募金の開始

受配者指定寄付金にかかる募金活動は、「利用開始のお知らせ」が送付されてから始めてください。募金活動は学校法人で行っていただきます（図のc）。

寄付申込のあった企業等法人（寄付者）には「寄付申込書」（様式指定）を依頼してください（図のd）。

●本事業団の指定銀行口座への振り込み

企業等法人（寄付者）からの寄付金は、学校法人が預かり（この時点での会計処理は、「預り金受入収入」となります）（図のe）、寄付金を取りまとめた後に、まとめて本事業団に振り込んでください（この時点の会計処理は、「預り金支払支出」となります）（図のf）。

なお、寄付金の受領日は本事業団指定の金融機関口座に寄付金が入金された日となります。寄付者から寄付金を支出した事業年度を過ぎてから本事業団に入金された場合、その寄付金は、その事業年度での損金算入が認められなくなり、振り込みの際には、注意してください。

●寄付金の振り込み及び必要書類の作成・提出

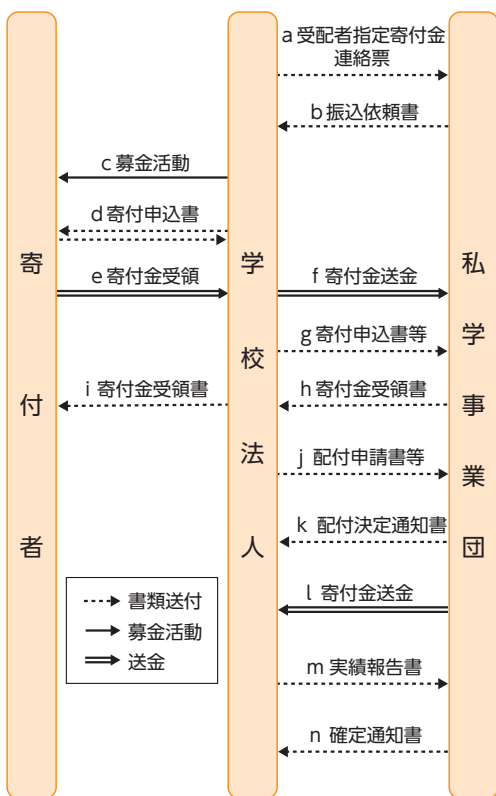
本事業団に寄付金を振り込む際は、寄付者から提出された「寄付申込書」を取りまとめるうえで、次の書類（様式指定）を本事業団に提出してください（図のa）。

- ①「寄付申込書」
- ②「受配者指定寄付金に係る確認書」（寄付金額が1000万円以上の場合のみ）
- ③「寄付金振込報告書」

●「寄付金受領書」について

本事業団では、寄付金の入金及び「寄付申込書」等提出書類の確認等を行った後、「寄付金受領書」を発行し、

図 受配者指定寄付金の事務の流れ



各様式は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶受配者指定寄付金▶受配者指定寄付金様式〕からダウンロードできます。

助成業務

学校法人宛てに送付します（事業団入金から2〜3週間を要します）（図のh）。「寄付金受領書」は税の控除に必要な書類となりますので、速やかに寄付者に渡してください（図のi）。

●寄付金の配付申請
事業費の支払い等に応じ、寄付金が必要になったとき、「寄付金配付申請書」（様式指定）、「寄付事業の概要」（様式指定）及び事業費支払いに関する資料等を本事業団に提出してください（図のj）。

配付申請の締め切りは毎月5日、寄付金の配付は原則毎月末となります。

●寄付金の配付
本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき、毎月事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。決定後、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付します（図のk）。

「書」を学校法人宛てに送付し（図のk）、毎月末に本事業団から学校法人の口座に寄付金を振り込みます（この時点の会計処理は、「特別寄付金収入」となります）（図のl）。

●実績報告書の提出
寄付金の配付を受けた年度終了後に、「寄付金に係る事業の実績報告書」（様式指定）等を、根拠資料とともに本事業団宛てに提出してください（図のm）。

●寄付金確定通知書の送付
本事業団において実績報告を確認した後、寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します（図のn）。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎03（3230）7317・7318
✉kifukin@shigaku.go.jp

令和8年度 電子証明書等の取り扱い

（大学法人・小学校法人の皆様へ）

システム管理室

●電子証明書等の取り扱い

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、セキュリティ対策を講じています。このシステムは、不正アクセス等により情報の流出や改ざんが起らないよう、十分配慮したものと なっています。

そのため「基礎調査票e-マネージャ」（以下「e-マネージャ」といいます）等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード（以下「電子証明書等」といいます）が必要です。電子証明書等の取り扱いが不適切な場合は、情報の流出や改ざんにつながる可能性があります。次の2点にご注意ください。

- ①電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当している責任者、あるいは責任者が許可した担当者の端末のみにインポートしてください。
- ②セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

●令和8年度電子証明書等の送付

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。また、パスワードは、電子証明書とは別に送付します。送付するパスワード

ドは電子証明書をインポートする際にご使用いただけますが、8年4月中旬にログインする場合は、7年度の旧パスワードをご使用ください。新しく送付するパスワードでログインできるのは8年5月からとなります（詳細はマニュアルをご覧ください）。

今回送付する電子証明書

◆親認証◆子認証（学校法人ポータルサイト閲覧用、私学情報提供システム用、寄付金システム用）

なお「e-マネージャ」用の子認証は送付しません。取得する場合は、親認証をインポートした端末から「e-マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。「学校法人ポータルサイト」では、「私学情報提供システム」や「e-マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載しています。ぜひご利用ください。

電子証明書等は1年間使用しますので、大切に保管してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

システム管理室
☎03（3230）7288・7289
✉system-k@shigaku.go.jp

「令和8年度 学校法人基礎調査」のご案内

（大学法人・小学校法人の皆様へ）

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人を対象として令和8年4月に「令和8年度 学校法人基礎調査」（以下「本調査」といいます）を実施します。

本調査は、本事業団のWeb調査システム「基礎調査票e-マネージャ」（以下「e-マネージャ」といいます）によるデータの提出（送信）と、決算関係書類の提出（郵送等）を、各学校法人にお願いするものです。

詳細につきましては、4月中旬に送付する「基礎調査関係書類」、又は私学事業団ホームページにある学校法人ポータルサイト内の「掲示板」や「電子窓口」をご参照ください。

本調査により得られた情報は、本事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料並びに大学ポータルサイトの公表情報（大学・短期大学・高等専門学校のみ）として活用します。調査目的

以外に使用することはありません。

「e-マネージャ」を利用した提出

電子認証により本事業団の「e-マネージャ」にアクセスして、各調査項目にデータを入力いただき、データをご提出（送信）ください。なお、「操作マニュアル・入力要領」は、「e-マネージャ」からダウンロードできますので、ご利用ください。

「e-マネージャ」のメリット

- ① 認証システム及び暗号化したシステムの構築など、セキュリティ対策を施したWeb調査システムのため、データの漏えい・改ざん等を防止します。
- ② 複数の部署で調査票の入力を分担することができまます。
- ③ 提出期限日まで、データの入力・修正が可能です。

システム環境等により「e-マネージャ」をご利用にならない場合は、私学情報室までご相談ください。

決算関係書類の提出

「e-マネージャ」によるデータのご提出に併せて、令和7年度「独立監査人又は会計監査人の監査報告書」

「計算関係書類」

「内訳表」

「収益事業の計算書類」

の写しを各1部、ご提出ください。

ご提供いただいた決算関係書類は、本調査の財務にかかる調査票の確認や統計分析資料作成のために活用します。

決算関係書類提出先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

私学事業団 私学情報室

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ

本年1月に実施した納付金調査にご協力いただき、ありがとうございました。引き続き、本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、上記の決算関係書類につきましては、本事業団の補助金課へ提出されている場合でも、別途私学情報室宛てにご送付ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7840~7844

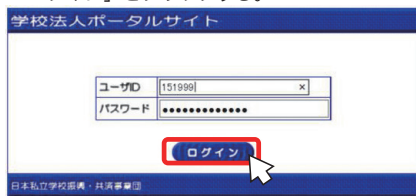
✉ k-chousa@shigaku.go.jp

図 「e-マネージャ」へのアクセス方法

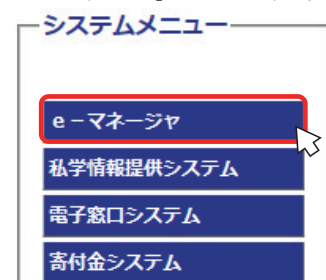
- ① 電子証明書をインポートしたPCを起動する。
- ② ブラウザで、私学事業団「私学振興事業本部」のホームページを表示し、右上の「学校法人ポータルサイトへ」（赤枠部分）をクリックする。



- ③ ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「ログイン」をクリックする。



- ④ 「e-マネージャ」をクリックする。



生徒の「好き」や「なりたい」をかなえるために 「大学ポートレート（私学版）」のご利用案内

私学経営情報センター 私学情報室

「大学ポートレート（私学版）」は、偏差値や知名度による大学選びではなく、生徒の「好きなこと」や「なりたい職業」などの興味や目的で大学選びができるWebサイトです。

今まで知らなかった大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」といいます）と出会うことができるため、高校生の進路選択支援・キャリア教育の導入段階での活用におすすめです。

◎「大学ポートレート（私学版）」とは

先生から自分の好きな学びがある大学等や、なりたい職業を目指せる大学・学部等を教えてもらえたら、それは生徒にとって、とても幸せなことです。

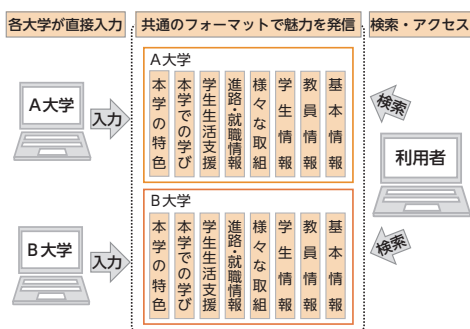
「大学ポートレート（私学版）」は、日本全国に900以上もある私立大学等の特色や魅力を知って、生徒にベストな大学等をアドバイスする際に活用することができます。

令和8年3月1日現在、全国の95%を超える私立大学等が参加しています。

◎大学等のホームページとの違い

大学等は自校のホームページで、教育や研究、学生支援などの魅力・強みをアピールし、個性あふれるさまざまな情報を発信しています。しかし、大学等ごとにホームページの作りが異なる

ため、知りたい情報にたどり着くまでに時間を要することがあります。これに対して、「大学ポートレート（私学版）」では、フォーマットを統一しているため、知りたい情報にすばやくアクセスすることができます。



「大学ポートレート（私学版）」のしくみ

また、統一されたフォーマットは各大学等の特長を把握しやすいことから、自分に合った大学選びができます。

◎掲載している情報

所在地や設置学部などの基本情報や学生数、学費などはもちろん、入学者の受け入れに関する方針（アドミッシヨンポリシー）など、大学等の建学の精神に基づいた多様な教育情報について、大学等が自ら入力した信頼できる内容を掲載しています。

このうち、各大学、学部等がどのような強みを持っているのかを「特色」という形で掲載しています。また、この特色を実現するために行われている「取り組み」を「キャリア教育」や「就職支援」、「学費負担の軽減」など59種類に整理して掲載しています。

これらを組み合わせ、私立大学等ならではのさまざまな魅力・強みが大学ポートレート上で表現されています。

◎検索方法

目的別検索

学校名、所在地のほか、取得可能な資格、学問領域、特色や取り組みなどを条件として検索できます。

フリーワード検索

興味のあることや学びたいこと、将来なりたい職業などのキーワードを入力して検索できます。

◎授業での活用例

一人一台の端末を使用する「GIG Aスクール構想」との相性が良く、「総合的な探求の時間」などの機会に、ワークシートを用いて興味のある大学等を調べ、グループで発表するなど、さまざまな進路選択支援・キャリア教育に活用することができます。

実際に授業で活用した高校生からの感想をご紹介します。

ぜひ、「大学ポートレート（私学版）」を進学希望者や保護者にご紹介いただき、進路選択支援・キャリア教育の新たなツールの一つとして活用ください。

◎高校生からの感想

○どの大学も情報が同じ配置で表示されていて、各大学を比較しやすかった。
○学生支援の内容や大学の特徴がわかりやすく、今まで大学のホームページでしか見たことがなかったので、自分が得られなかった情報を得ることができて心強かった。

大学ポートレート（私学版）サイトのご案内

大学ポートレート（私学版）
https://up-j.shigaku.go.jp/

検索

①受験生・保護者向けリーフレット
好まどか夢で選ぶと受験もワクワクする。
Can! Fight!

②進路指導ご担当者向けリーフレット
大学ポートレート（私学版）

リーフレットは、私学事業団ホームページ「大学ポートレート（私学版）」サイトの利用方法」に掲載しています。配付をご検討の際には送付も可能です。問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

03（3230）7852・7853

portrait@shigaku.go.jp

資格関係の報告内容の訂正

業務部 資格課

●資格取得等にかかる確認通知書等が届いたとき

・すぐに記載内容(氏名や生年月日等)を確認してください。

・報告した報酬が誤っていると、掛金等や給付の額にも影響が出ます。報告内容の誤りが判明した場合は、速やかに訂正の手続きをしてください。

●訂正や取り消し報告の注意事項

・提出した書類の報告内容に誤りが判明した際は、その書類にかかる確認通知書が届いてから、訂正等の届け出をしてください。

・所属学校等変更報告を取り消して資格喪失する場合は、後任校からの取り消しの確認後に前任校から「資格喪失報告書DL」を提出してください。

・加入者等の登録情報に関する変更・訂正は、処理後に正しい資格確認書又は資格情報のお知らせを交付します。資格確認書の交付を受けていた人の訂正等前の資格確認書は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。

・加入者住所の変更・訂正では、新しい資格確認書は交付しません。本人が住所欄を修正・変更してください。

訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

訂正等の内容	申出書等の名称
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	「資格取得報告等の取下げ申出書 DL」 注 所属学校等変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	「資格喪失報告の取下げ申出書 DL」
資格取得日、資格喪失日、喪失事由を訂正するとき	「加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書 DL」
加入者の生年月日、性別、氏名、住所を変更又は訂正するとき	「加入者異動報告書 DL」
被扶養者の生年月日、性別、氏名、続柄を変更又は訂正するとき	「被扶養者異動報告書 DL」
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	「被扶養者認定日・取消日等訂正申出書」 注 資格課へ連絡してください。
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	「被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書」 注 資格課へ連絡してください。
資格取得時の報酬、定時決定(標準報酬基礎届書)、標準報酬月額改定届書の報酬月額の誤りを訂正するとき	「報酬月額訂正申出書 DL」
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	「賞与等訂正申出書DL」
基礎年金番号の報告を訂正するとき	「基礎年金番号の報告の訂正」(任意の書式で依頼) 注 加入者等記号・番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。
マイナンバーの報告を訂正するとき、外国居住等でマイナンバー未取得の人が帰国(来日)で取得し報告するとき	「マイナンバー更新連絡票 DL」
短時間労働加入者から通常加入者又は通常加入者から短時間労働加入者に変更するとき	「短時間労働加入者区分変更報告書 DL」
短時間労働加入者区分変更報告書の内容を取り下げるとき 資格取得報告書を誤って短時間労働加入者用で報告したとき	「短時間労働加入者区分変更取下げ申出書 DL」

注 報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面又は私学共済ホームページ[様式用紙等ダウンロード]の記入例を確認してください。

資格取得等の手続きは加入者が所属する学校から報告してください

業務部 資格課

私学共済制度では、加入者の記録を所属する学校ごとに管理して加入者等記号・番号を付番しています。

採用や配属の際に提出する「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属として報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属学校に誤りのないよう注意してください。

●都道府県補助金への影響

加入者保険料(厚生年金の保険料)は、都道府県から補助金を受けています。ただし、補助金は、都道府県によって対象となる学種や補助率などが異なります。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いがある場合もあります。

学校法人等から提出された「資格取得報告書DL」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受け、返還を求められることとなります。

報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください。

年金の支給停止にかかる基準額が引き上げとなります
年金部 年金第一課

老齢厚生年金又は退職共済年金の受給者が在職中である場合、学校等からの報酬（総報酬月額相当額※1）とそ
の人が受給しているすべての年金（基本月額額※2）の合計が一定の基準（支給停止調整額）を超える場合は、その超えた額の半額が支給停止されます。

人手不足が深刻となる中、高齢者の活躍の重要性が高まっていることを受け、高齢者の活躍を後押しし、できる限り労働を抑制しない、働きたい人から、令和7年法律改正等により在職中の支給停止にかかる基準額（支給停止調整額）が大幅に引き上げられることとなりました。

これにより、在職中であっても、より保険料負担に応じた本来の年金額を受給しやすくなります。

【支給停止調整額】

- 令和8年3月31日まで 51万円
- 令和8年4月1日から 65万円

※1 「標準報酬月額」と「その月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額」の合計額

※2 年金の報酬比例部分又は給与比例部分を12で除して得た額

離婚時の年金分割請求期限が5年に延長されました
業務部 資格課

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年6月20日公布）及び関連政令に基づき、8年4月1日より離婚時の年金分割の請求期限が2年以内から5年以内に延長されました。

なお、5年以内となるのは4月1日以後に離婚した場合に限られるので、それより前に離婚した人は期限延長の対象外となります。

被扶養者認定申請書の速やかな提出をお願いします
業務部 資格課

加入者の資格取得と同時に被扶養者を申請する場合や、被扶養者となる要件を備えたことにより申請する場合は、事由が生じた日から5日以内に「被扶養者認定申請書DL」を提出してください。

加入者の資格取得日又は被扶養者の要件を備えた日から30日を過ぎて提出した場合は、私学事業団で申請書を受け付けた日からの認定となります。

加入者が資格取得する際は、被扶養者の有無を確認し、申請漏れの無いよう注意してください。

被扶養者の要件を再確認してください
業務部 資格課

被扶養者が就職した、収入が増加した等、被扶養者の要件を欠いたときは、「被扶養者取消申請書DL」を要件を欠いた日から5日以内に提出してください。取り消し手続きが漏れると、被扶養者だった人が加入した健康保険制度と私学共済の被扶養者記録が重複してしまい、正しい資格情報が確認できず、マイナ保険証が使用できなくなるため、注意してください。

被扶養者にかかる後期高齢者の住所届
業務部 資格課

被扶養者が75歳の誕生日を迎えて後期高齢者になると、私学共済制度の被扶養者ではなくなります。その後は、後期高齢者医療制度の被保険者として、被扶養者本人が広域連合に保険料を納付して加入することになります。この保険料は、私学事業団から広域連合に被扶養者の住所情報等を提供することににより軽減されます。

原則として、加入者同一の住所を提供しますが、被扶養者が75歳の誕生日を迎える時点で加入者と住所が異なる場合は、「後期高齢者医療制度住所届DL」を忘れずに提出してください。

資産形成セミナー開催のご案内
福祉部 貯金・貸付課

資産形成について、専門の担当者が学校法人等を直接訪問して、教職員に向けた説明会を無料で開催します。セミナーでは、資産形成の重要性や、資産形成におすすめの「積立共済年金」と近年話題の「NISA・iDeCo」の違いなどを説明します。

●開催概要

- 開催期間 令和8年5月11日～6月19日
- 開催人数 10名以上
- 所要時間 60分程度
- 講師 積立共済年金制度幹事会社 第一生命保険株式会社
- 申し込み期限 開催希望日の2週間前まで
- 申し込み先 私学事業団 貯金・貸付課貯金係 ☎03(3813)5321(代表)

NISA・iDeCo（事業所番号など）・企業型DCに関する照会は、本事業団ではお受けできません。

【問い合わせ先】

- ・NISA
- ・iDeCo

国民年金基金連合会コールセンター ☎0570(003)105

令和8年度 第1回私学共済事務担当者研修会

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者研修会(以下「研修会」といいます)は、事務担当者に私学共済制度の業務内容を理解していただくことを目的としています。ぜひお申し込みください。

●開催日及び会場等

7月21日(火)～8月6日(木)

全国のガーデンパレスで25回(「資格・短期」コース13回、「年金」コース12回)開催します。

詳細は、3月調定掛金等納付通知書(4月13日発送)に同封する「研修会開催案内(参加申込書付き)」又は私学共済ホームページ(「私学共済事業のご案内」)お知らせ一覧▼各種説明会▼共済事業本部主催▼をご覧ください。

開催案内は私学共済ポータルのお知らせ情報一覧からも確認できます。

●参加できる人

学校法人等の共済事務担当者

注 加入者資格の有無は問いません。

●研修内容

資格関係・短期給付関係及び年金等給付関係について、「私学共済事務担当者研修会テキスト」及び「事務の手引」を基に講義形式により基礎的な業務内容の研修を行います。

●参加費

1コースにつき10000円

●研修時間

9時30分～16時30分

●申し込み方法等

(1)研修コースの確認

「資格・短期」コース及び「年金」コースそれぞれに、各学校2名まで申し込み可能です。ただし、同じ人が同一コースに重複して申し込みすることはできません。

(2)申し込み方法及び期限

開催案内の「令和8年度 第1回私学共済事務担当者研修会参加申込書」を、5月15日(金)「必着」までに、私学事業団共済事業本部宛てに郵送してください。

●通知方法

参加の可否は、6月中旬に学校法人宛てに書面で通知します。

●注意事項

- 各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
- 応募者が著しく少ないコースは、中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

積立貯金の利率変更 (令和8年4月1日)

福祉部 貯金・貸付課

貯金事業は、積立貯金をしている加入者の生涯生活設計に役立つよう、お預かりした貯金を運用し、その運用収益を利息として還元しています。

積立貯金の利率は、令和7年4月1日より年0.35%に引き上げましたが、その後も、市場金利の上昇に伴う利回り向上により収益の改善が見込まれたため、次のとおり引き上げることとなりました。

●変更日

令和8年4月1日

●利率

年利0.40%(半年複利)

毎年3月31日及び9月30日現在の利息を4月1日及び10月1日に元金に組み入れます。この組み入れについて、加入校には「積立貯金決算明細書」、貯金者には「積立貯金残高通知書」によって通知します。

今後も金利動向等を注視して安全かつ有利に管理・運用し、貯金利率の変更については柔軟に対応していきます。なお、積立貯金の前期募集については18頁を参照してください。

私学共済ホームページ 契約施設検索機能の利用方法

福祉部 保健課

契約施設とは

私学事業団は全国の宿泊施設やレジャー施設等と契約しており、加入者(任意継続加入者を含みます)及びその被扶養者は利用料金の割引を受けることができます。

一部施設(健康増進宿泊施設、厚生施設)は、補助券の使用で利用料金の一部が補助されます。各種補助券は、「施設利用補助券等冊子」に添付しています。

使用時の注意点は、私学共済ホームページ(「私学共済事業のご案内」)福祉事業▼割引情報▼をご覧ください。

契約施設検索機能

加入者に契約施設検索機能をご案内ください(私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」福祉事業▼割引情報▼契約施設検索)。

都道府県や用途(人間ドック契約健診施設、厚生施設等)等による絞り込み検索ができます。

契約施設の内容は随時更新しますので、最新の情報を確認することができます。

「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付

広報相談センター 相談班

私学共済加入者の「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」（以下「ねんきん定期便等」といいます）を学校連絡先にまとめて送付し、本人への配付にご協力をいただいています。令和8年5月以降に送付するねんきん定期便等を以下のとおり変更します。

私学共済ポータルで登録した キャンパス所在地の活用

1月に運用開始した私学共済ポータルにおいて、所属キャンパス登録済の加入者のねんきん定期便等は所属キャンパス所在地へ送付し、所属キャンパスの登録をしていない加入者のねんきん定期便等は学校連絡先に送付します。送付先の判定は、送付月の前々月末の私学共済ポータル登録情報に基づいて行います。学校連絡先には、対象者及び送付先キャンパスを確認していただくために、別途、「ねんきん定期便等送付対象者一覧」を送付します。

注 私学共済ポータルに未登録、又は登録していてもキャンパス情報をねんきん定期便等の送付に利用しない学校には、従来どおり学校連絡先にねんきん定期便等を送付します。

ねんきん定期便

年金加入記録を確認するとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や保険料納付の実績などの年金に関する情報をお知らせしています。

●対象者

私学共済加入者には私学事業団から送付します。送付月の前月に作成し、作成時点で加入中の対象者のねんきん定期便は学校法人等に送付します。直前に退職した人のねんきん定期便が届いたら、お手数ですが退職者に送付していただくか、本事業団に返送してください。

●送付時期

毎年1回、対象者の誕生日（1日生まれは誕生日の前月）に送付します。

●形式・記載内容

以下の表のとおりです。

注 学校法人等宛てに送付する加入者ごとのねんきん定期便の宛名表記について、5月送付分から加入者氏名、加入者等記号・番号のみとし、加入者住所は記載しないように変更します。

表 ねんきん定期便の形式・記載内容

種類	対象者	形式	記載内容
節目年齢 通知	A 35・45歳	封書（A4判大）	これまでの加入実績に応じた年金見込額
	B 59歳		現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した年金見込額
（節目年齢以外） 毎年通知	C 50歳未満	令和8年4月まで封書（A4判大） ↓ 令和8年5月から 圧着ハガキに変更	これまでの加入実績に応じた年金見込額
	D 50歳以上 〔令和8年5月から 対象者Eを除く〕		60歳未満 現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した年金見込額 60歳以上 加入実績に応じた年金見込額
	E 年金支給開始年齢到達者 〔令和8年5月から新設〕	圧着ハガキ	令和8年4月発送まで、支給開始年齢到達者には「年金見込額」欄に額の表示なし → 令和8年5月から「年金見込額」欄なし

●パンフレット・見方

ねんきん定期便のパンフレット・見方は私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼年金等給付▼年金加入記録・見込額等の通知▼「ねんきん定期便」の送付」をご覧ください。

退職等年金給付掛金の 払込実績に係る情報通知

退職等年金給付掛金の払い込み実績にかかる付与額と利息の累計額及び明細等をお知らせするものです。

●対象者

ねんきん定期便の節目年齢である35・45・59歳となる人を対象に、節目年齢到達の4か月前に、引き続き加入者期間が1年以上ある人に送付します。

●通知内容

- ・退職等年金給付加入期間（月数）
 - ・付与額累計額
 - ・利息の累計額
 - ・付与額と利息の累計額
 - ・加入期間各月の明細（標準報酬月額・標準賞与額・付与額・利息・付与額と利息の合計額など）
- 送付方法**
- ・在職者はねんきん定期便に同封し、学校法人等宛てに送付します。
 - ・退職者（元加入者）は自宅宛てに送付します。

療養費・家族療養費の請求手続き

業務部 短期給付課

職務上や通勤災害によらない病気やケガで医療機関等を受診したときは、マイナ保険証等を使って保険診療を受けると、医療機関等の窓口での自己負担額は、原則3割となります。

ただし、加入者や被扶養者が表のようないやむを得ない事情により保険診療を受けることができず、医療費等を全額支払った場合は、療養費又は家族療養費として請求することができます。

特に4月は、新規資格取得や被扶養者の認定が多く、表の事由による療養費・家族療養費の請求が例年多く発生します。請求の際は、手続き方法や必要な添付書類などに注意してください。

請求手続き

療養費又は家族療養費は、学校法人等を通して請求してください。必要な書類は次のとおりです。

- ・「療養費・家族療養費等請求書 [DL](#)」(すべての給付事由に共通の請求用紙です)

・給付事由に応じた添付書類(表参照)
請求後1か月程度で学校法人等宛てに通知及び送金しますので、加入者に渡してください。

詳細は、私学共済ホームページ又は「事務の手引」をご覧ください。

表 問い合わせの多い給付事由と対応する添付書類

	給付事由	添付書類
年度始めに多い問い合わせ	資格取得手続き中や、被扶養者認定申請手続き中により、やむを得ず医療機関等の窓口で一旦医療費を全額支払ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・「診療報酬(医科・歯科・整復・調剤)領収済証明書 DL」又は ・「診療報酬明細書(レセプト)の写し」と医療機関等が発行した「領収書(原本)」
	以前加入していた健康保険制度の資格確認書等を誤って使用したため、以前の健康保険等から返還を求められ、返還したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・以前の健康保険組合等に返還した際の「領収書(原本)」 ・以前の健康保険組合等から交付された「診療報酬明細書(レセプト)の写し」 →「診療報酬明細書(レセプト)の写し」は、開封厳禁の封筒に入った状態で交付されますので、開封せずに添付してください。
その他よくある問い合わせ	医師の指示により治療用装具(コルセット・関節用装具・小児弱視用治療用眼鏡・弾性着衣等)を作製・購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・治療上必要と認めた医師の「意見書」又は「指示書」等 ・治療用装具を購入した際に発行された「領収書(原本)」 →装具の種類、単価、担当した義肢装具士名等の記載があるもの ・靴型の治療用装具を購入した場合のみ、「靴型装具写真貼付台紙 DL」 →作製した靴型装具の写真を撮影し、台紙に貼り付けて添付してください。
	はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施術を必要とする医師の「同意書」 ・鍼灸・マッサージ院から交付される「療養費支給申請書」 →傷病名、施術の内容、施術日、1回当たりの施術料等の記載及び施術にかかる料金を領収した旨の記載があるもの。申請欄・施術証明欄について記載がない場合は、「領収書(原本)」の添付が必要です。
	旅行等で海外に滞在した際に、医療機関等を受診したとき (治療目的で渡航した場合は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・「海外診療報酬(医科・歯科)明細書 DL」及び翻訳文 →医療機関等による記載及び証明が必要です。渡航の際にはあらかじめ用紙をダウンロードし、持参してください。 ・「外国診療記録書 DL」 ・パスポートの写し又は出入国証明書等、受診者の氏名や治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの ・「調査に関わる同意書(海外療養費) DL」 →提出された書類に基づき、受診した医療機関等に確認を行う場合があります。

注意事項

- ・「療養費・家族療養費等請求書 [DL](#)」は、受診者、受診月(暦月ごと)及び医療機関等ごとに作成してください。
- ・必要に応じて表以外の添付書類の提出をお願いすることがあります。

福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長

業務部 短期給付課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における加入者及び被扶養者の一部負担金免除は、令和8年3月1日以後も引き続き行います。

免除を受けることができる期限
↓9年2月28日まで

免除対象者

帰還困難区域及び上位所得層(※)を除く旧避難指示区域等(平成27年までに指定が解除された地域を除く)に居住する(していた)加入者等
※ 標準報酬月額が53万円以上に該当する加入者

免除要件や申請手続き

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼お知らせ一覽▼災害への対応(共済業務)▼東日本大震災への対応(共済業務)をご覧ください。ただ、短期給付課までお問い合わせください。

「医療費助成資格届書」を届け出てください

業務部 短期給付課

●届け出が必要なとき

地方自治体(市区町村)が実施している「子ども医療費助成」と家族療養費付加金等は調整されず。

被扶養者である子が「子ども医療費助成」の適用を受け、医療機関等の窓口で医療費の自己負担額が免除又は軽減される場合は、私学事業団に電話又は「医療費助成資格(登録・終了・変更・更新)届書」等で連絡してください。

●調整のしくみ

私学共済制度では、医療費の自己負担を軽減するため、医療機関等の窓口負担が一定額以上になった場合、被扶養者には家族療養費付加金及び高額療養費等の給付金を支給しています。

一方で、私学共済制度とは別に、加入者等が住んでいる市区町村によっては「子ども医療費助成」を実施し、自己負担額の免除又は軽減を行っている場合があります。

本事業団では、医療機関等から提出される診療報酬明細書(自己負担額以外の医療費の請求書)に基づき、受診した人の自己負担額や給付金を計算します。診療報酬明細書から「子ども医療費助成」を利用して窓口の自己負担額が免除又は軽減されている情報を確

認できないことがあるため、家族療養費付加金等の給付金を誤って支給し、後日、給付金の返還をお願いする事象が多く発生しています。

誤った支給を防ぐため、「子ども医療費助成」の適用情報を本事業団が登録することにより、給付金との調整を行います。

●届け出が不要な場合もあります

市区町村によっては、「子ども医療費助成」の適用を受けていても、一旦は医療機関等の窓口で自己負担額を支払ったうえで、後日、市区町村の窓口で手続きをする場合があります(償還払い方式)。

この場合は、市区町村が給付金との調整を行いますので、本事業団への届け出は不要です。

また、医療機関等から提出される診療報酬明細書に「子ども医療費助成」の情報を記載する市区町村についても届け出は不要です。

届け出が必要かどうかの詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼短期給付(健康保険)▼病気やケガをした▼医療費負担の軽減▼市区町村の医療費助成を受けていると「き」を参照してください。

郵送検診をご利用ください

福祉部 保健課

手軽に健康管理に役立てられるよう、郵送による検診をご利用ください。

●対象者

満30歳以上の加入者(任意継続加入者を含みます)、被扶養者及び75歳以上の教職員

●検査項目(各検査を年度内1回まで)

大腸がん検査、肺がん検査、胃がん検査、前立腺がん検査、子宮頸がん検査

●費用

1人1検査につき、500円(容器代相当)が本人負担となります(検査料は私学事業団負担)。

●申込書等

①「郵送検診申込書」(施設利用補助券等冊子)に綴っています

②希望検査項目の件数×500円(容器代相当)として算出した金額分の「定額小為替証書」

●申し込み方法

①に②を添えて、私学事業団「東京臨海病院健康医学センター」郵送検診係宛てに直接申し込んでください。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼健康管理に役立つ▼郵送による検診をご覧ください。

令和8年度 団体信用生命保険料充当金率 (住宅貸付)

福祉部 貯金・貸付課

団体信用生命保険に加入している住宅貸付の借受人が負担する、令和8年度の団体信用生命保険料充当金率は、貸付金残高1万円につき3円27銭となり、前年より引き下げとなりました。

借受人の所属する学校法人等には、3月16日(月)に個人別の「保険料充当金変更通知書」(7年度末の貸付金残高を基に算出した充当金額)を発送しましたので確認してください。

加入者貸付の借受人に 退職手当を支給したとき

福祉部 貯金・貸付課

住宅貸付の借受人に退職手当を支給したときは、再雇用等により加入者資格を喪失しない場合であっても、未償還元利金を退職手当等から控除し、即時償還しなければなりません。学校法人等で「退職手当支給証明書(支給予定報告書)」を作成し、提出してください。

住宅貸付以外の借受人に対しても、退職手当等を支給する場合は、将来の負担を軽減するために、任意償還を勧めてください。

加入者貸付のご案内

福祉部 貯金・貸付課

加入者貸付は、加入者が臨時に資金を必要とするときに、その資金を貸し付ける制度です。

加入者貸付制度の概要

●**貸付利率**（令和8年2月1日）
変動金利 年2・26%

注 災害貸付について、5年7月1日以降の借受人は年1・00%（固定金利）となり、5年6月30日以前の借受人は年2・00%（変動金利）となります。

●**貸付種類と金額**

- ・一般貸付、結婚貸付、災害貸付、医療・介護貸付
- ・標準報酬月額額の6か月相当額の範囲内 上限200万円
- ・教育貸付
- ・標準報酬月額額の12か月相当額の範囲内 上限500万円
- ・住宅貸付

申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額の範囲内 上限2000万円

●**貸付けの償還**

借り受けた月から毎月の返済（元利均等償還）を開始します。学校法人等は定期償還額を給与等から控除して私学事業団に払い込んでください。貸付け

の定期償還は口座振替をお勧めします。また、申し出により、貸付金額の全部又は一部の任意償還が可能です。

●**償還の確実性**

学校法人等は、申込人が全額償還できる見込みがあることを確認してください。また、他の高額の借り入れがあり、借入金が増えることにより生活に深刻な影響を及ぼすことがないよう、確認のうえ申し込んでください。

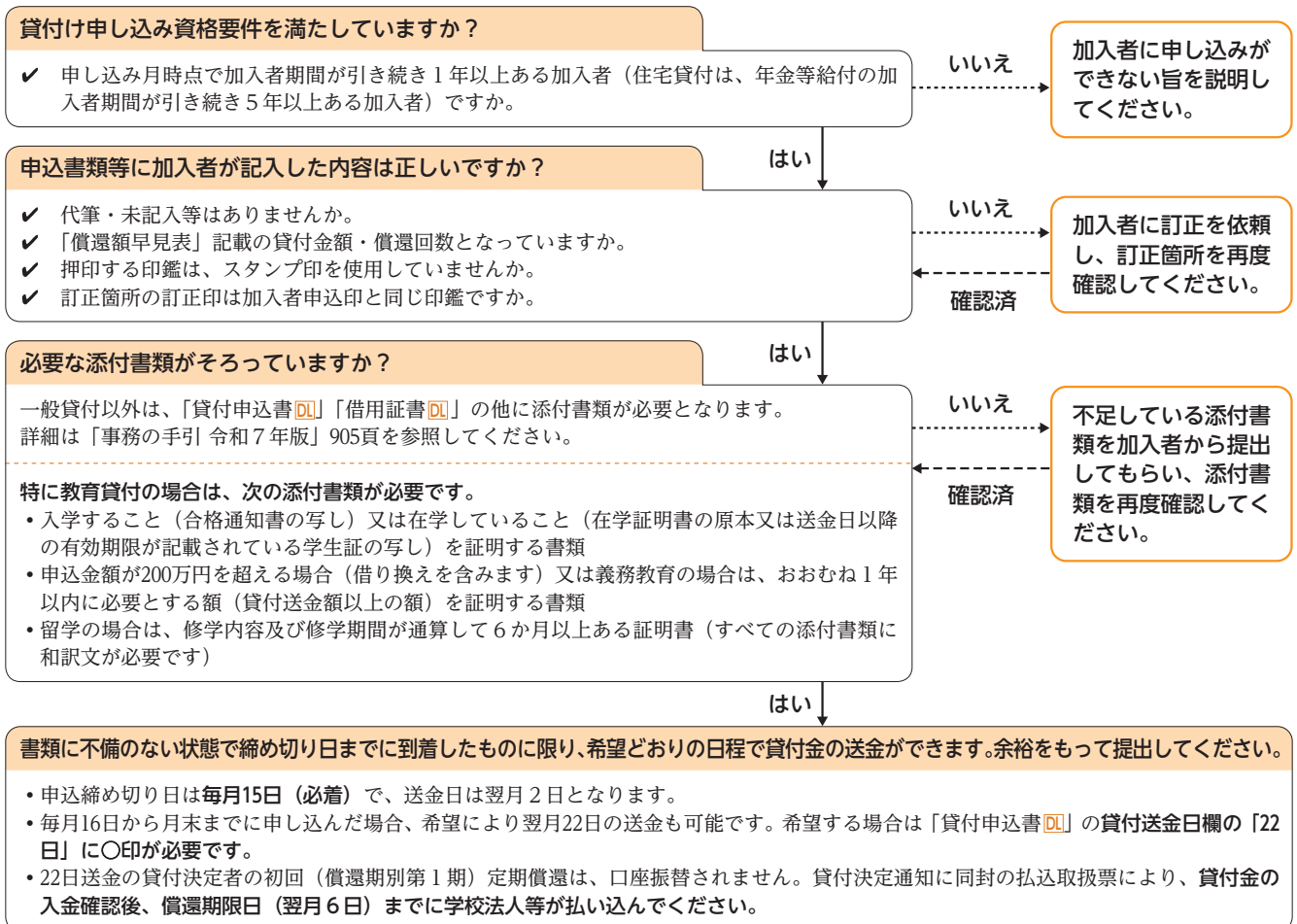
申し込みの流れ

貸付け申込時に図の事項を確認のうえ、学校法人等証明欄に必要事項を記入し、代表者印を押印して提出してください。

住宅貸付を申し込む際に「団体信用生命保険制度」へ加入を希望する場合は、「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）**DL**」が必要です。
注 手続書類には、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。

加入者貸付の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼加入者貸付、「私学共済事業のご案内」▼刊行物▼事務担当者向けの「刊行物」又は「事務の手引」を参照してください。

図 申し込みの流れ



進めよう！健康経営®

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

Vol. 5 職員の当事者意識を育む健康経営
学校法人柳心学園の取り組み事例

鳥取県米子市にある柳心学園は、自動車学校や学童保育、通信制高校などを運営する教育機関です。4年連続で健康経営優良法人に認定され、7年度はネクストブライト1000（中小規模法人部門）にも認定されています。その取り組みについて、大野理事長と健康経営推進の担当者にお話を伺いました。

●健康経営に取り組みきっかけ

直接の契機は保険会社からのセミナー案内でした。また、「推進には経営者の熱量が不可欠」という理事長の認識のもと、職員が長く活躍できる土台作りのため、経営主導での取り組みを決断しました。

●具体的な取り組み内容

年2回のウォーキングイベントのほか、外部機関からの健康情報を社内掲示板で都度発信し、8年度からは「健康づくり宣言書」を毎年見直す運用とするなど、常に従業員の健康意識を高める工夫を凝らしています。

●取り組みうえでの工夫

人事考課にて全職員が健康維持や改善に向けた行動目標を定め、自身の課題と向き合う機会を制度化していま

す。さらに、各部署の健康づくり担当者を1年交代とすることで、多くの職員が当事者意識を持って健康経営に関わる仕組みを構築しています。

●取り組みの効果と姿勢

ウォーキングイベントでは景品の工夫などにより、開始から4年目で参加率は87%に達しました。職員を大切にする風土と、健康経営の評価項目を指針に、無理はせず、できることから進める姿勢が成果につながっています。

●今後に向けた課題と目標

次なる目標として「ブライト500」の認定を掲げています。未達成項目を精査し、今後は職場内への運動器具設置やがん検診の費用補助などを検討中です。現状に満足せず、誰もが健康で長く働き続けられる職場環境の実現に向け、さらなる改善を目指します。

【取材】福祉部 保健課



学校法人柳心学園
理事長 大野 奈穂子

「PeP Up」で学べる

eラーニングコンテンツの案内

福祉部 保健課

健康ポータルサイト「PeP Up」(*)にて、eラーニングコンテンツを提供しています。

令和8年度は、次の①～⑥のテーマを取り上げます。

- ①女性の健康
- ②歯科
- ③メンタルヘルス(セルフケア)
- ④知っておきたい5つのがん
- ⑤ロコモティブシンドローム
- ⑥上手な医療のかかり方

テーマごとの流れは、プレテスト→学習→確認テストで、学習はスライド形式で進められます。各テーマ二つ、三つのコンテンツで、一つ10分程度と短い時間で取り組めるよう構成されており、隙間時間の学習に最適です。学内教育の一環として、ぜひご利用ください。詳細は私学共済ホームページの「お知らせ一覧」にも掲載しています。

利用登録に必要な「本人確認用コード」は、資格取得等の確認できた日から約2か月後に加入者の登録住所に送付します。

※「PeP Up」は、30歳～74歳までの加入者及び被扶養者を対象に提供している健康ポータルサイトです。

ホームページ及び「共済だよりレター」の周知をお願いします

広報相談センター 広報班

私学共済制度の情報や各種サービスの提供等を知っていただくため、加入者へ周知をお願いします。

●私学共済ホームページ

「加入者向けページ」は加入者を対象とした最新のお知らせ等、「よくある質問(Q&A)」は、お問い合わせの多い内容をQ&A方式で掲載しています。

●加入者向け広報「共済だよりレター」

季刊誌として5月・7月・10月・1月にデジタル版を発行し、私学共済ホームページに掲載しています。時機に応じた私学共済制度の情報や絵画・旅行などの読み物記事を掲載しています。

読者参加による誌面作りのため、表紙絵等の作品やパズルの回答募集を行い、採用者等に賞品を贈っています。

また、特色ある学校(園)作りをしている学校(園)を紹介する「しーちゃん」と学君のちよっと学校訪問」では、取材校を募集しています。応募等については、令和8年2月より一部投稿フォームから手軽にご応募いただけるようになりました。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」刊行物「加入者向けの刊行物」加入者向け広報「共済だよりレター」を参照してください。

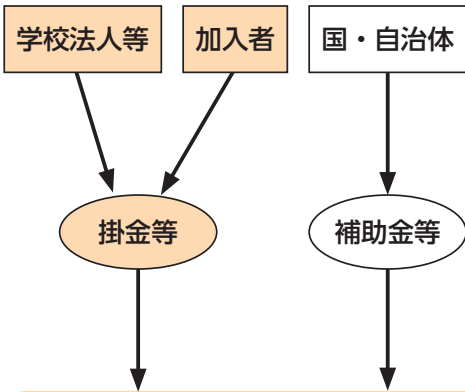
私学共済制度のあらまし

新しく私学共済事務担当者となる皆さんへ

私学共済制度は社会保障制度の一つです

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金等と国・自治体からの補助金等で成り立っています。



私学共済制度の三つの事業

短期給付事業

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。

注 民間企業に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

年金等給付事業

加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき・障害の状況になったとき・死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために年金や一時金が給付されます。

福祉事業

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、八つの福祉事業を行っています。

注 各事業の詳細は、私学共済ホームページをご覧ください。 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/>



短期給付事業（健康保険） 私学共済ホームページ【私学共済事業のご案内▶短期給付（健康保険）】

医療機関等を受診したときの一般的な例

医療費のすべてを加入者・被扶養者が自己負担するのではなく、7割は私学共済事業団が医療機関等に支払います。このことを「療養の給付」といいます（現物給付）。

総医療費

7割

窓口負担
原則3割

医療機関等の窓口でマイナ保険証等を提示することにより、原則3割が自己負担となります。

医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときは、高額療養費・一部負担金払戻金などが支給されます。自動払いのため、手続きは必要ありません。

手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

● 病気になったとき

療養費 家族療養費

やむを得ない理由によりマイナ保険証等を使わず、一旦医療費の全額を立て替え払いしたとき（12頁参照）

移送費 家族移送費

転院等の際、症状が重いため緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

● 休業し報酬が減額又は無給となったとき

傷病手当金

職務又は通勤災害によらない病気やケガにより休業したとき

出産手当金

出産のために休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどにより加入者が休業したとき

● 結婚したとき

結婚手当金

加入者が結婚したとき

● 出産したとき

出産費 家族出産費

注 直接支払制度を利用しなかったときは請求が必要です。

● 死亡したとき

埋葬料 家族埋葬料

● 災害にあったとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

弔慰金 家族弔慰金

水震火災やその他の非常災害により死亡したとき

注 他にも本事業団が独自に定めた付加給付、一部負担金払戻金があります。

お問い合わせの際には

私学共済制度に加入すると、所属学校単位に加入者等記号・番号を付番します。お問い合わせの際には、学校記号番号又は加入者等記号・番号を伝えてください。

加入者等記号・番号の例

記号 11 A 9999 番号 99999 枝番 99
 県コード 学種 学校番号 個人番号
 学校記号番号

加入者等記号・番号

年金等給付事業 私学共済ホームページ【私学共済事業のご案内▶年金等給付】

厚生年金保険給付

＜全国民共通の基礎年金（国民年金）の上乗せとしての給付＞
私学共済制度における年金の加入期間は厚生年金保険の被保険者期間（第4号被保険者）とみなされ、私学事業団は当該期間にかかる厚生年金保険給付を行う実施機関になっています。

退職等年金給付

＜民間の企業年金に相当する給付＞
財政運営については積立方式、給付設計はキャッシュバランス方式を採用しています。

給付の種類	概要	厚生年金保険給付	退職等年金給付
老齢・退職給付	生年月日や加入期間に応じて、一定の年齢に達したときや退職したときに支給されます。	老齢厚生年金、脱退一時金（日本国籍を有さず年金を受けられない人のみ）	退職年金、脱退一時金（日本国籍を有さず左記脱退一時金を請求している人のみ）
障害給付	加入期間中に初診日がある病気やケガで、障害認定日（原則初診日の1年6か月後）に障害等級（※）が1～3級に該当するときに支給されます。 ※ 障害等級は障害者手帳と必ずしも一致するものではありません。	障害厚生年金、障害手当金（障害等級3級の程度より軽い状態で一定の要件に該当したとき）	職務障害年金（通勤災害は対象外）
遺族給付	加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。遺族の順位は、①配偶者、子 ②父母 ③孫 ④祖父母です。	遺族厚生年金	職務遺族年金（通勤災害は対象外） 遺族一時金

福祉事業（福利厚生） 私学共済ホームページ【私学共済事業のご案内▶福祉事業】

保健事業

特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、人間ドック利用費用補助事業、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品等の贈呈、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営し、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

全国にホテル「ガーデンパレス」（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を8か所、宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を8か所運営しています。

積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全に運用することで、有利な利率（※）で還元しています。
※年利0.40%（半年複利）
金融情勢の変動等により変更する場合があります（10頁参照）。

積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受け取れます。
税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

共済定期保険事業

スケールメリットを生かした保険料で、死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。
1年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあります。（所定の条件を満たした場合、最長80歳まで継続加入可能です）

生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。
また、通信研修・講座等の割引斡旋を行っています。

貸付事業

一般、教育、結婚、住宅、災害、医療・介護貸付の6種類の加入者貸付が利用できます（14頁参照）。
加入者貸付の送金から償還金の払い込みまでのすべての手続きは、所属校を通して行います。

共済業務に関する電話での相談サービス

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

お問い合わせの多い時期のため、共済事業本部への電話がつながりにくい状態となっていますので、お近くの共済業務課もご利用ください。

受付時間：月～金曜日 9:00～17:15
（祝日及び年末年始を除きます）

共済事業本部（代表） ☎03(3813)5321

共済業務課 (直通)	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651



共済業務

共済事業本部
〒113-8441
東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の前期募集が始まります 前期申出期間 4月27日(月)～5月25日(月)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きしてください。なお、積立貯金のパンフレットは3月19日(木)に発送しました。追加でパンフレットが必要な場合は貯金・貸付課貯金係まで連絡してください。また、私学共済ホームページ【私学共済事業のご案内▶福祉事業▶積立貯金▶積立貯金の各種手続き】にも掲載しています。

●制度のあらまし

- 利率 年利0.40% (令和8年4月1日より引き上げ)
利率は金融情勢の変動等により変更する場合があります(10頁参照)。
- 積立金額単位 1,000円単位
- 積み立て方法 ①定時積立金、②臨時積立金
①は毎月の給与から、②は年3回、夏・冬・春期の賞与等から積み立て(②のみの積み立てはできません)
- 今回の申し込みによる積み立て開始時期
6月の給与から【払込期限は7月10日(金)】

●申し込み方法

加入者から提出された以下の書類を学校単位でまとめて「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出期間内に提出してください。

- 新規加入 「貯金加入申込書」
- 積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- 積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

●送付先(積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株)神田郵便局私書箱第103号
私学事業団共済事業本部 貯金係
【福祉部 貯金・貸付課】

令和7年度 特定健康診査にかかる 健診結果データの提出期限

令和7年度分の健診結果の最終提出期限は、5月15日(金)必着です。この期限を過ぎると、健康情報通知や特定保健指導利用券を送付できません。期限までのご協力をお願いします。

【福祉部 保健課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑します。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。ホームページやガーデンパレス共済業務課も併せてご利用ください。

無効の資格確認書等の回収と返納のお願い

資格確認書の交付を受けている加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、資格確認書を必ず返納してください(「資格情報のお知らせ」は返納不要です)。任意継続加入者となる時も同様です。

紛失等により返納できないときは「資格確認書返納不能届書D1」を提出してください。

返納された資格確認書は機械で読み取ります。切断、テープで貼り付け等せずに資格確認書のみ送付してください。また、重複処理につながりますので、提出済みの報告書等の写しは添付しないでください。

【業務部 資格課】

4月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 3月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 5月7日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金等 3月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 4月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(木)	貸付 5月22日送金分申込締め切り 掛金等 3月調定納期限

5月の共済業務スケジュール

6日(水)	貸付 4月分定期償還期限
7日(木)	貸付 送金
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り 特健 特定健診結果データ提出期限(令和7年度最終・必着)

INFORMATION

委員就退任のお知らせ

◆運営審議会委員

令和8年2月28日付 退任 黒田 壽 二

令和8年3月1日付 再任 谷岡 一郎
新任 伊藤 茂 昭

令和8年度 日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、以下のとおり令和8年度職員採用試験を行いますので、関係者へご案内ください。
受験手続き、その他詳細については私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕にてご確認ください。

- 受験資格…平成9年4月2日以降生まれの者で学校教育法による大学の学部を卒業（又は大学院の修士課程を修了）した者、もしくは令和9年3月までに卒業（又は修了）見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者
- 採用予定人数…10名程度
- 採用予定年月日…令和9年4月1日
（既卒者は令和8年度中に採用の場合あり）
- 受験申込期間
令和8年4月1日（水）～4月22日（水）

- 第一次試験（テストセンター方式（※）による教養試験）
【受験可能期間】
令和8年6月1日（月）～6月21日（日）
※テストセンター方式は、全国に設置されたテストセンターの中から希望の会場を選択し、受験可能期間の中で都合の良い日時を指定して試験会場に行き、専用のパソコン上で受験する方式です。
- 第二次試験（第一次試験合格者に対する面接等）
令和8年7月（予定）

【総務部 人事課】

☎03(3230)7884、03(3813)9518
✉jinji@shigaku.go.jp

採用・募集情報



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

補助金

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

令和8年4月は、「令和7年度私立大学等経常費補助金に係る申請内容の確定報告及び調査票の訂正について」等を掲載する予定です。

【助成部 補助金課】
☎03(3230)7300～7314
✉hojokin@shigaku.go.jp

経営支援

「自己診断チェックリスト」をご活用ください

令和7年度版「自己診断チェックリスト」を私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶自己診断チェックリスト〕に掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

【私学経営情報センター 経営支援室】
☎03(3230)7829・7830
✉shien@shigaku.go.jp

経営支援

経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスします。

- 相談内容の例
①中長期計画・経営改善計画 ②財務等分析
③学生生徒等の確保 ④人事政策 ⑤収入確保
⑥経費削減 ⑦その他の課題

●申込書等について

- ・大学・短期大学・高等専門学校法人
3月13日に電子窓口に掲載
- ・高等学校・中等教育学校法人
3月13日に理事長宛てに送付

令和8年度において経営相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申し込み締め切り日：令和8年4月17日（金）

【私学経営情報センター 経営支援室】
☎03(3230)7829・7830
✉shien@shigaku.go.jp

経営支援

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センター私学情報室では、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問・ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】
☎03(3230)7846～7848
✉center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。
<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



GP 広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122(代表)
JR「広島」駅新幹線口(北口)から徒歩5分 <https://www.hotelgp-hiroshima.com/>

朝食（お弁当）付き宿泊プラン

朝食は地元広島食材をふんだんに使用したお弁当です。
客室やイトインスペースでお召し上がりください。

1泊朝食付（1名様）シングルルーム 12,100円～
1泊朝食付（2名1室／1名様） 10,350円～

取扱期間：通年
注 別途、宿泊税がかかります。



ツインルーム

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分

あじさいプラン（1泊2食）

梅や桜で華やぐ春の古都・鎌倉にぜひお越しください。ゆったりと散策したあとは、あじさい荘のお部屋で湘南の海を眺めながら、心と体をそっと癒してください。

2名1室／1名様 11,500円～

取扱期間：通年



夕食イメージ

融資事業のご案内

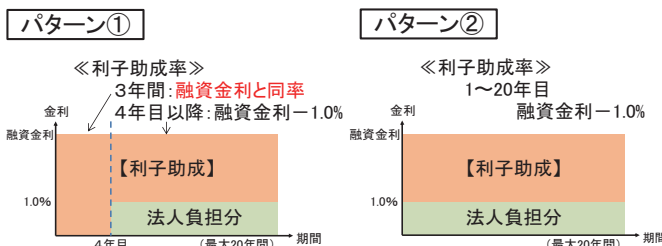
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm



校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- 事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- 融資金利が1.0%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- 利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利（令和8年3月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	年% 3.30	年% 2.80	年% 2.20	年% 2.00
寄宿舎などの建築・用地取得	3.40	2.90	2.30	—
園バスや備品などの購入	—	—	2.20	(5.5年以内) 1.80

- 返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- 金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部融資課 ☎03(3230)7862・7863、7866～7868
✉ yushi@shigaku.go.jp